

選挙郵便のご案内

公職選挙の候補者の皆様へ

日本郵便株式会社

目 次

1	選挙葉書に関して(概要)	1
	(1) 選挙葉書の頒布枚数	
	(2) 選挙用の表示	
2	選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等	2
	(1) 選挙葉書の無償交付	
	(2) 手持葉書への表示	
	(3) 通常葉書の作成及び事前印刷等の注意事項	
	(4) 選挙用の表示に要する時間	
	(5) 書損葉書の取扱い	
	(6) 選挙葉書の返還	
	(7) 再立候補の際の選挙葉書の再交付	
3	選挙葉書の差出し	6
	(1) 選挙葉書の早期差出し	
	(2) 選挙葉書の差出方法	
	(3) 差出票の使用方法	
	(4) 選挙用の表示位置の確保	
	(5) 選挙葉書のあて名記載	
	(6) 選挙葉書の表面記載事項等	
	(7) 郵便番号の記載	
	(8) 宛名記載等の注意点	
	(9) 選挙葉書の再差出し	
	(10) 選挙葉書の特殊取扱いの禁止	
	(11) 選挙葉書の使用期間	
	(12) 選挙終了後返還される書損葉書	
4	選挙葉書の取扱時間	1 2
5	その他	1 3
6	よくあるお問い合わせ例	1 3
	別表 1、別表 2	1 4
	別添	1 5

候補者の皆様へ

公職選挙法に基づき、公職の選挙の候補者が選挙運動に使用する選挙運動用通常葉書(以下、「選挙葉書」といいます。)の取扱い等につきましては、公職選挙法及び公職選挙郵便規則等に定められておりますが、次の点について、お願いかたがたご利用方法をお知らせいたします。

1 選挙葉書に関して(概要)

(1) 選挙葉書の頒布枚数

選挙葉書は、候補者1人について別表1に掲げる枚数を選挙運動期間内に限り、別表2に掲げる郵便局から選挙用の表示をした日本郵便株式会社が発行する通常葉書が無償で交付を受けるか、お手持ちの通常葉書に別表2に掲げる郵便局において「候補者のための選挙用の表示」を受け、選挙葉書として頒布することができます。(公職選挙法第142条、公職選挙郵便規則第2条)

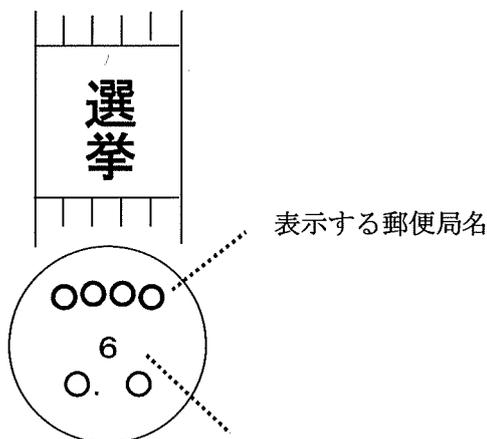
(2) 選挙用の表示(公職選挙郵便規則第3条、第3条の2)

お手持ちの通常葉書の表面左上部(横に長く使用するものにあつては右上部)に、次の選挙用の表示をさびききょう色でします。

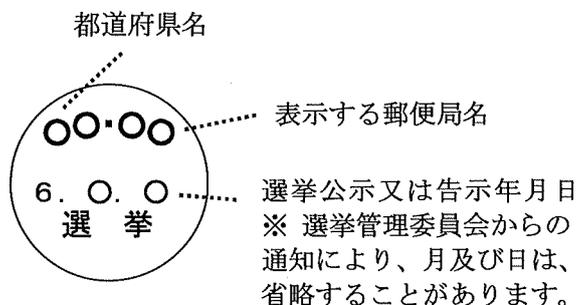
なお、衆議院小選挙区選出議員の選挙の候補者届出政党用はとび色でします。

(表示例)

①



②



当該公職の候補者が町村長又は町村の議会の議員であるときは、②の表示をもって①の表示に代えることがあります。

2 選挙葉書の交付、表示、返還、再交付等

(1) 選挙葉書の無償交付

- ア 選挙葉書の交付を請求される場合は、別表2に掲げる郵便局に、選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」(以下「候補者用証明書」といいます。)を提示してください。
- イ 郵便局では、提示された候補者用証明書に郵便局名、月日、「交付」の文字及び交付枚数を記入して、取扱者印を押印します(郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印することがあります。)
- ウ 選挙用の表示をした通常葉書を、次の様式の受領証と引き換えにお渡ししますので、次の様式の受領証をご提出いただきますようお願いいたします。
(公職選挙郵便規則第2条)

受 領 証	
	令和 年 月 日
日本郵便株式会社 〇〇〇〇郵便局長 殿	(選挙名)候補者 何 某 印
下記のとおり受領いたしました。	
記	
選挙運動用通常葉書 〇〇〇〇枚	
ただし、令和〇年〇月〇日告示(公示)による(選挙名)選挙に使用するもの	

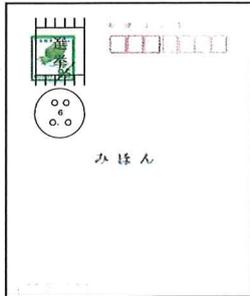
注1：選挙名は、立候補した選挙名を記入してください。

注2：候補者の印鑑を持参してください。

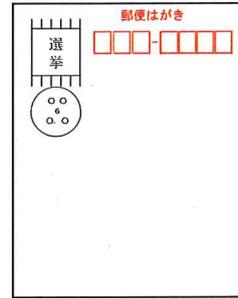
(2) 手持葉書への表示

- 前記により選挙葉書の全部又は一部の交付を受けないで、その代わりに、お手持ちの通常葉書を選挙葉書として使用される場合は、次のとおりです。
- ア お手持ちの通常葉書と候補者用証明書を別表2に掲げる郵便局に提示いただければ、候補者用証明書に、郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数を記入し、取扱者印を押印して、選挙用の表示をした通常葉書とともにお返しします(郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印することがあります。)
- なお、通常葉書は、その場で直ちに差し出していただいても、いったん持ち帰って改めて差し出しても構いません。
- イ 選挙の表示をする際、通常葉書を汚損してしまうことがありますので、若干の予備をお持ちください。

＜会社製葉書の場合＞
 (無料交付するもの)
 (お手持ちのもの)



＜私製葉書の場合＞
 (お手持ちのもの)



注：選挙葉書に使用のお手持ちの通常葉書は、私製の通常葉書(以下「私製葉書」といいます。)でも、日本郵便株式会社が発行する通常葉書でも構いませんが、日本郵便株式会社が発行する通常葉書の場合は、その料額印面(85円)は無効となります(返金できません。)ので、お手持ちの通常葉書を使用される場合は、私製葉書のご利用をお勧めします。

(3) 通常葉書の作成及び事前印刷等の注意事項

ア 通常葉書の表面に通信文等を記載(印刷)する場合は、受取人住所・氏名・郵便番号と明確に区別できるよう、できる限り下部2分の1(横に長く使用する場合は左側部2分の1)以内に納まるようお願いいたします。

ただし、受取人住所・氏名等が明確に区別できる場合は、この限りではありません。また、あて名や通信文等が選挙用の表示位置にかからないようご注意ください。

イ 私製葉書を使用する場合のご注意

(ア) 私製葉書には料金別納、料金計器別納や料金後納の表示のないもの並びに左上部(横に長く使用するものにあつては右上部)に製造業者のマークのないものをご使用ください。

また、私製葉書には、郵便切手を貼り付けないようご注意願います。

料金別納表示(イメージ)



料金後納表示(イメージ)



料金計器別納表示(イメージ)



これらの表示をしないでください



切手をちょう付しないでください

切手(85円)

※ 衆議院小選挙区選出議員の候補者届出政党用にあつては料金相当額(85円)の切手を貼り付けるか、料金別納郵便又は料金後納郵便の表示が必要になります

- (イ) くじ付き葉書は、当該葉書の有効期間(発売日から賞品引換最終日まで)内は選挙葉書として使用できません。
- (ウ) 私製葉書の規格は、内国郵便約款に定められておりますが、特に次の点にご注意ください。(内国郵便約款第22条、内国郵便約款別記1)
- A 長辺14センチメートル以上15.4センチメートル以下、短辺9センチメートル以上10.7センチメートル以下の長方形の紙であること。
- B 紙質及び厚さは、日本郵便株式会社が発行する通常葉書と同等以上であること。
- C 重量は2グラム以上6グラム以下であること。
注：ラベルシールをちょう付する場合、その重量も含まれます。
- D 通常葉書の表面の色彩は、白色又は淡色であること。
白色又は淡色でないものは使用できませんので、疑義がありましたら最寄りのゆうゆう窓口のある郵便局にご照会ください。
- E 通常葉書の表面の上部又は左側部(横に長く使用するものにあつては右側部)の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字(POST CARD等)を明瞭に表示したものであること。
- F 郵便番号記入枠及びハイフンの色は、朱色又は金赤色とすること。
ただし、黒又は青系統のインクを混入しないものに限ります。

(4) 選挙用の表示に要する時間

お手持ちの通常葉書に選挙用の表示をしてお渡しするまでには、相当の時間がかかりますので、お待ちいただくことをあらかじめご承知おき願います。

(5) 書損葉書の取扱い

選挙用の表示を受けた通常葉書を間違えて印刷したり、書き損じたり、又はき損じた場合(以下「書損葉書」といいます。)は、その枚数に限って、次のとおり別のお手持ちの通常葉書に新たに選挙用の表示を受けて選挙葉書として使用することができます。

- ア お手持ちの通常葉書に書損葉書及び候補者用証明書を添えて、選挙用の表示をした郵便局に提出し、書損したため選挙表示を請求する旨、お申出ください。
- イ 郵便局では、提出されたお手持ちの通常葉書に選挙用の表示をして、候補者用証明書に郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数(傍らに「書損」と付記します。)を記入し、取扱者印を押印して、選挙用の表示をした通常葉書と共にお返しします(郵便局名、月日の記入に代え、通信日付印を押印することがあります。)
- ウ 書損葉書は、選挙運動期間中、郵便局で保管し、同期間終了後にお返しします。
(公職選挙郵便規則第6条)

(6) 選挙葉書の返還

選挙葉書の交付を受けた後、立候補を辞退したときは、お手持ちの選挙葉書全部に候補者用証明書を添えて、交付を受けた郵便局に至急返還してください。

この場合、交付を受けた選挙葉書の一部が使用済みであるときは、選挙運動に使用したことを明記した明細書を添えて残部をお返しください。

なお、候補者用証明書は、その余白に返還枚数を記載し、かつ、通信日付印を押印してお返しします。(公職選挙法第177条)

(7) 再立候補の際の選挙葉書の再交付

立候補を辞退した後、再び立候補したときは、はじめに選挙葉書の交付を受けた郵便局に次のとおり請求することができます。

ア 選挙葉書の交付の方法は、前記(1)と同様です。

イ 返還された通常葉書の枚数に限り、再交付の請求ができます。

(公職選挙郵便規則第5条)

3 選挙葉書の差出し

(1) 選挙葉書の早期差出し

選挙葉書はできるだけ早く、差し出していただくようお願いいたします。

選挙葉書を選挙期日に切迫してお出しになった場合、選挙運動期間内に配達できない可能性がありますが、これは選挙葉書としての効果がなくなるだけでなく、公職選挙法違反に問われることにもなりますので、選挙期日の前日の配達便に間に合うよう、**投票日の4日前(水曜日)午前中ぐらいいまでに差し出すようご協力をお願いします。**

なお、送達所要見込日数等は、最寄りの別表2に掲げる郵便局にお尋ねください。

また、普通扱いとする郵便物の配達頻度の緩和(土曜日配達の休止)や送達速度の緩和(翌日配達の廃止)等を内容とする郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号。以下「改正法」といいます。)の施行に伴い、2021年10月以降、**普通扱いとする郵便物は、土曜日配達を休止する等しておりますので、これも踏まえて早期差出しをお願いいたします。**

《改正法を踏まえた対応》

- 通常葉書など普通扱いとする郵便物を、金曜日までにお届けするためには、原則として水曜日までの差出しをお願いいたします。

＜普通扱いとする郵便物の取扱い：2021年9月時点の翌配地域の場合＞

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒ (お届け日数繰下げ)	配達	-	-	-
木曜日差出し	-	差出し	⇒ (お届け日数繰下げ)	⇒ (土曜日の休配)	⇒ (日曜日の休配)	配達
金曜日差出し	-	-	差出し	⇒ (土曜日の休配)	⇒ (日曜日の休配)	配達

- 選挙葉書についても、サービス見直しの影響を受けますが、改正法の附帯決議等を踏まえて、次のとおり取り扱います。

なお、選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様においては、早期差出しへのご協力をお願いいたします

- ※ 同時に大量の差出しがあった場合、翌日扱いとさせていただきます場合があります。
- ※ 選挙葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱います。差出しのタイミングや通数によっては、配達予定日前日の配達となる場合があります。

＜選挙葉書の取扱い：2021年9月時点の翌配地域の場合＞

- ・ 投票日以外の週

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒	配達	休配	休配	-
木曜日差出し	-	差出し	⇒	休配	休配	配達
金曜日差出し	-	-	差出し	休配	休配	配達

- ・ 投票日の週

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒	配達	-	投票日	-
木曜日差出し	-	差出し	⇒	配達		-
金曜日差出し	-	-	差出し	配達		-

(2) 選挙葉書の差出方法

選挙葉書は、必ず、ゆうゆう窓口を設置している郵便局に「選挙運動用通常葉書差出票」(以下、「差出票」といいます。)を添えて差し出してください。

一時に多数お出しになるときは、100通又はその端数ごとに一束に束ねてください。郵便局では差出票の備考欄に通信日付印を押印してお返ししますが、差出制限枚数に達した差出票は、郵便局で保管することになります。

なお、選挙葉書をポストに投函されますと、お返しすることになりますのでご注意ください(郵便切手を貼付した選挙葉書をポストに投函されますと、一般の郵便物としてお取扱いする場合がありますので、ご注意ください。)(公職選挙郵便規則第8条)

(3) 差出票の使用方法

ア 衆議院小選挙区選出議員、参議院比例代表選出・選挙区選出議員、県知事の選挙である場合、差出票の使用には、次の事柄に十分注意してください。

(ア) 差出票1枚の差出制限枚数は500通ですので、1枚の差出通数の累計が500通になるまでは、その差出票を使用することとなりますが、同時に500通を超えて差し出す場合又は差出通数の累計が500通を超える場合は、その超える分の500通又は500通以内の通数ごとに別の差出票を使用してください。

(イ) 差出通数欄には、1回の差し出しごとの差出通数(ただし、1枚の差出票には500通を超えた数を記入することはできません。)を記入し、また、差出合計数欄にはその差出票による差出通数の累計(その差出票により実際に郵便局の窓口へ差し出すものであり、既に差し出し済みのものの累計ではありません。)を記入して下さい。

記載例1 選挙運動用通常葉書差出票

差出票番号		第○号	
発行者氏名	○ 選挙選挙長	○ ○ ○ ○	印
候補者氏名	○ 選挙(○区)候補者	○ ○ ○ ○	
この差出票による差出制限枚数		500通	
差出月日	差出通数	差出合計数	備考
○月○日	50	50	日付印
○月○日	60	110	日付印
○月○日	印 70	印 180	日付印

注1： 差出通数及び差し出し累計を誤記した場合は、必ず訂正印を押してください。(訂正印は持参した方の印章で結構です。)

注2： 差出合計数が500通に達するまでお持ち帰りください。
500通に達したときは差出票はお返ししません。

(ウ) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の倍数となる通数(全通数から500通未満の端数を除いた通数となります。)のものについてのみ、その通数に相当する枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄にその通数を記入し、2枚目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入して、傍らに差出人の印を押し、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を引いて差し出すことができます。

記載例2 選挙運動用通常葉書差出票

1,000 通以上
差出しの際、
1 枚目に記入
する。

差 出 票 番 号		第 ○ 号	
発行者氏名	○ 選挙選挙長	○ ○ ○ ○	印
候補者氏名	○ 選挙 (○区) 候補者	○ ○ ○ ○	
この差出票による差出制限枚数		500通	
差 出 月 日	差出通数	差出合計数	備 考
○月○日	3,000	3,000	
○月○日	6枚	(印)	

注：最上部の差出票にのみ差出通数及び差出合計を記入し、とじ合わせた差出票の枚数及び差出人の押印をしてください。なお、2枚目以下の差出票の記入欄には朱色の斜線を引いてください。

【2枚目以下】

差 出 票 番 号		第 ○ 号	
発行者氏名	○ 選挙選挙長	○ ○ ○ ○	印
候補者氏名	○ 選挙 (○区) 候補者	○ ○ ○ ○	
この差出票による差出制限枚数		500通	
差 出 月 日	差出通数	差出合計数	備 考

朱色で斜線を引いてください

- (エ) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、訂正印を押してください。
- (オ) 1回の差出通数が少なく、差出票の設欄の全部を使用しても、なお、差出制限枚数(500通)に達しないことが予想されるときは、当初又は途中からその設欄をさらに適宜分割して使用してもかまいません。

ただし、紙をはりつけて使用(設欄)することはできません。

イ **県の議会の議員、市長及び市の議会の議員の選挙である場合**

差出票1枚の差出制限枚数は**200通**となっていますので前記(3)「差出票の使用方法」のア中「500通」とあるのは「200通」と、「1,000通」とあるのは「400通」と読みかえてください。(その他の部分はアと同様です。)

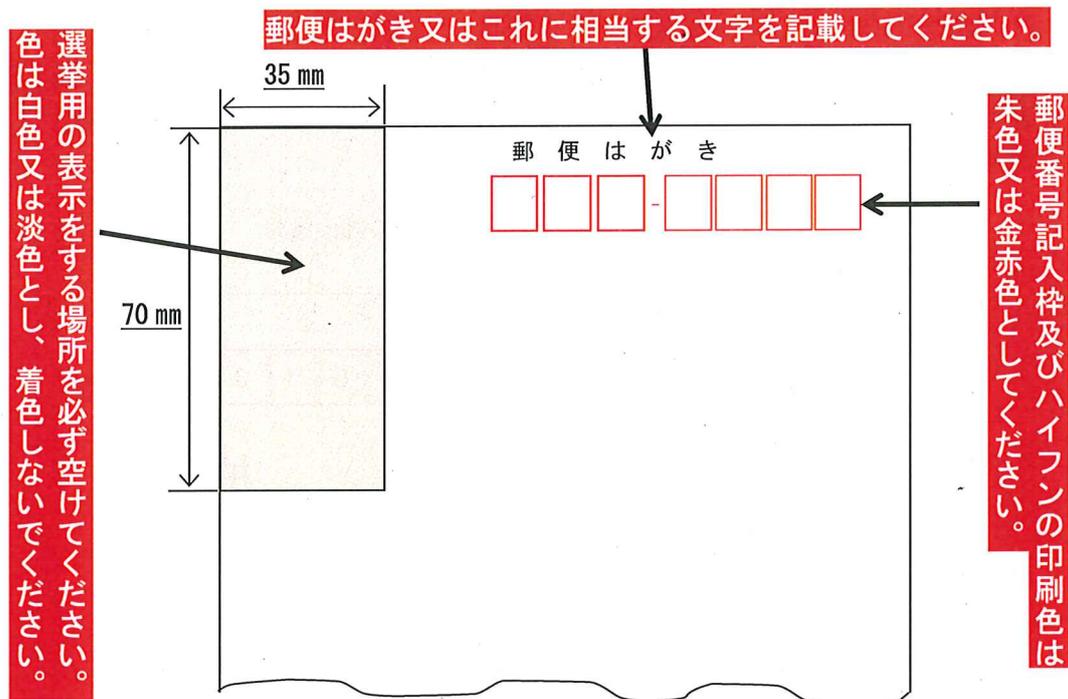
ウ **町村長及び町村の議会の議員の選挙である場合**

差出票1枚の差出制限枚数は**100通**となっていますので、前記(3)「差出票の使用方法」のア中「500通」とあるのは「100通」と、「1,000通」とあるのは「200通」と読みかえてください。(その他の部分はアと同様です。)

(4) 選挙用の表示位置の確保

通常葉書の表面には選挙用の表示をしますので、お手持ちの通常葉書に表示を受け
る場合は、**あらかじめ左上部(縦70mm×横35mm)を空白**としてください。

※ 「この欄には何も記載しないでください」等の記載をされる場合も、その文言は
この場所には記載しないでください。また、切手ちょう付欄を表すような点線による
四角い表示も行わないでください。



なお、選挙葉書の作成に当たっては、別に添付(P15)の「選挙葉書を印刷する際の
注意事項」の確認をお願いいたします。

(5) 選挙葉書のあて名記載

受取人と差出人の氏名及び住所は、特に次の点にご注意の上、詳細に、かつ、明瞭
に記載してください。

ア 同居者の場合はその肩書、アパート居住者の場合は、そのアパート名を正確に記
載してください。

イ 新市制施行地、町村合併地域等に宛てる場合は、都道府県名を記載してください。

ウ 新住居表示制度の実施により町名地番の変更となっている区域宛てに差し出され
る際は、必ず新町名地番で、次の例により街区符号、住居番号を記載してください。

[一般の場合]

〒277-0013 (町名) (街区符号) (住居番号)
千葉県柏市 東台本町〇丁目 〇番 〇号 〇〇荘〇〇号室

又は

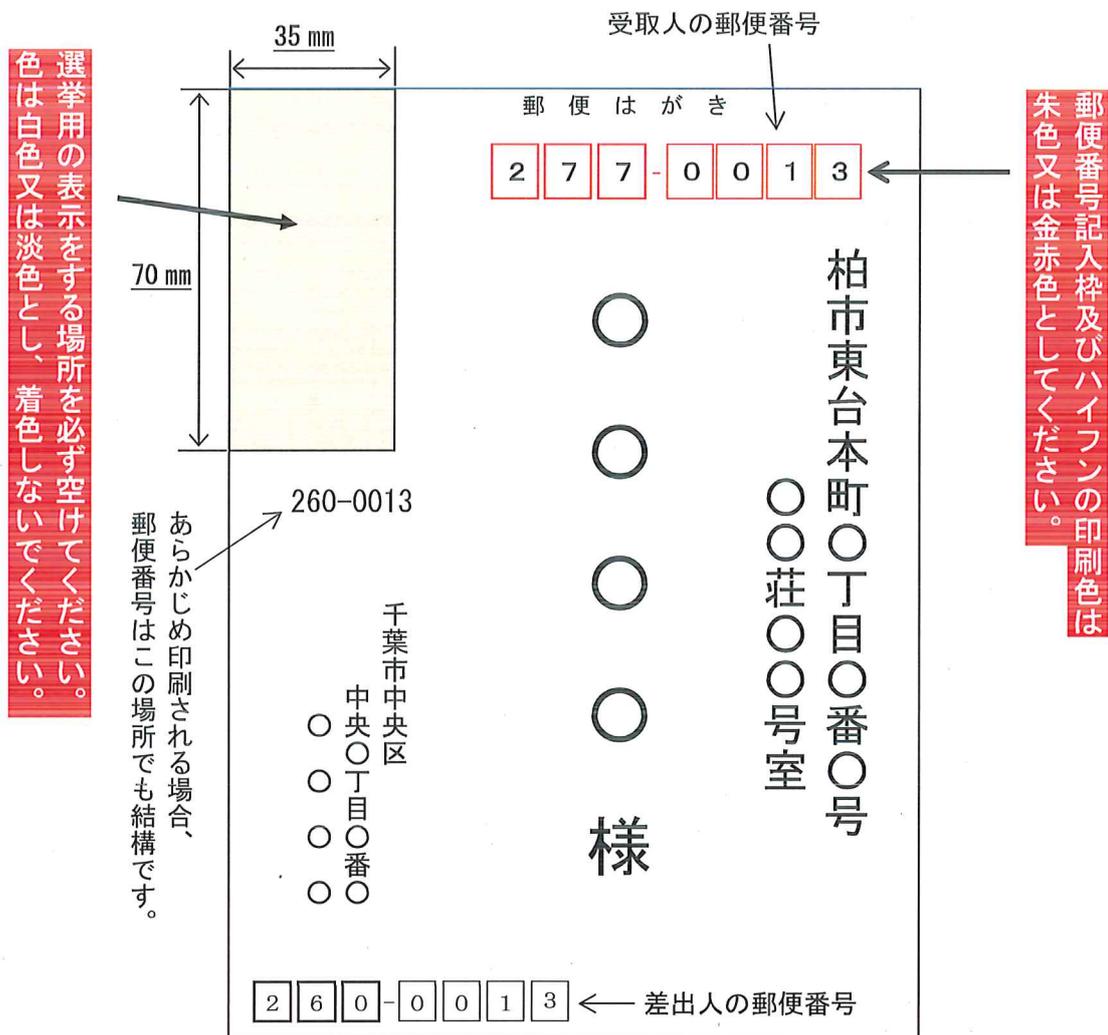
〒277-0013
千葉県柏市 東台本町〇丁目 〇 - 〇 〇〇荘〇〇号室

[団地等の場合]

〒340-0016 (街区符号) (棟番号) (各戸の番号)
埼玉県 草加市 中央○丁目 ○番 ○ - 101

〒277-0845 (住居番号)
(町名) (棟番号) (各戸の番号)
千葉県 柏市 豊四季団地 ○ - 201

エ あて名は選挙用の表示位置にかからないよう、次の例を参考に十分にご注意の上、記載してください(あて名の記載が不明瞭なため調査に困難を来し、配達できなかった例が多くありますのでご注意ください。)



(6) 選挙葉書の表面記載事項等

選挙葉書の表面記載事項及び他物添付のできる範囲等については、一般の通常葉書と同様に一定の条件がありますので、印刷等に際しましては、あらかじめ最寄りの別表2に掲げる郵便局とお打合わせいただくとともに、不明な点等がある場合は、ご遠慮なくお問い合わせください。

(7) 郵便番号の記載

郵便番号は住所の一部です。

受取人及び差出人の郵便番号を正しくはっきりと記載するようお願いします。

また、ラベルシールを使用する場合はフォントを 12 ポイント程度に設定して大きく記載してください。

(8) 宛名記載等の注意点

選挙用の表示を行うための余白に通信文の記載やラベルシールが掛かっている場合、通信文の抹消などにより余白の確保を依頼させていただきます。

※ 別に添付(P16)の「選挙葉書を宛名書きの際の注意事項」を確認の上、対応してください。

(9) 選挙葉書の再差出し

配達することができずに差出人に返還された選挙葉書のうち、当該郵便物の受取人の氏名及び住所又は居所を訂正することにより配達が可能となるものは、その表面の見やすいところに「再差出し」と赤書し、又は再差出しであることを明らかにした上、差出票を添えて郵便局に再差出しすることができます。

ただし、この場合、差出票による差出し済み葉書の合計枚数が、公職選挙法に規定する枚数の範囲内(「別表 1」参照)である場合に限り再差出しできるものであり、規定枚数全部を差出し済みの場合は、再差出しできません。

(10) 選挙葉書の特殊取扱の禁止

選挙葉書は、書留又は速達等の特殊取扱として差し出すことはできません。

(11) 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に限り、これを使用することができるものですので、この期間を経過して差し出すことはできません。

なお、未使用となった選挙葉書については、郵便局では回収いたしませんので、候補者様において処分等を行ってください。

(公職選挙郵便規則第 7 条)

(12) 選挙終了後返還される書損葉書

選挙終了後、郵便局からお返しする書損葉書は、日本郵便株式会社が発行する新しい通常葉書と交換することはできませんのでご了承ください。

4 選挙葉書の取扱時間

郵便局の選挙葉書の取扱時間は、次のとおりです。

	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日及び休日
次表「※1」の郵便局	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～12:30
次表「※2」の郵便局	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～12:30
次表「※3」の郵便局	9:00～19:00	9:00～17:00	取り扱わない
次表「※4」の郵便局	9:00～19:00	9:00～15:00	取り扱わない
次表「※5」の郵便局	9:00～19:00	取り扱わない	取り扱わない
次表「※6」の郵便局	9:00～18:00	取り扱わない	取り扱わない
次表「※7」の郵便局	9:00～17:00	取り扱わない	取り扱わない

郵便局別	郵便局名
※1	茨城県：水戸中央 栃木県：宇都宮中央・宇都宮東 群馬県：前橋中央 埼玉県：さいたま中央・さいたま新都心・草加 千葉県：千葉中央・市川・柏
※2	埼玉県：入間
※3	埼玉県：川越西 千葉県：浦安
※4	茨城県：土浦・筑波学園・日立・ひたちなか 栃木県：足利・小山 群馬県：高崎・太田・桐生・伊勢崎 埼玉県：熊谷・新越谷・上尾・春日部・狭山・坂戸・大宮・大宮西・蕨・朝霞・所沢・川口・新座・三芳・三郷 千葉県：若葉・船橋・松戸・美浜・船橋東・市原・木更津・習志野・八千代・流山・佐倉・野田・我孫子
※5	茨城県：龍ヶ崎・下館・石岡・鉢田・牛久・鹿嶋・多賀・結城・下妻・岩井・取手・阿見・守谷・赤塚・古河・水海道・神栖 栃木県：大田原・真岡・黒磯・西那須野・栃木・鹿沼・佐野 群馬県：藤岡・大泉・館林・渋川・前橋東・沼田・富岡・安中・群馬 埼玉県：川越・所沢西・久喜・秩父・川口北・和光・志木・桶川・深谷・本庄・飯能・北本・東松山・上福岡・吉川・羽生・杉戸・幸手・加須・行田・鳩ヶ谷・鴻巣・日高・岩槻・蓮田 千葉県：花見川・松戸南・成田・東金・茂原・館山・千葉緑・鎌ヶ谷・姉崎・八街・君津・袖ヶ浦・四街道・銚子・佐原・旭・印西・白井
※6	茨城県：高萩 栃木県：矢板・下野小金井 埼玉県：児玉 千葉県：大網
※7	茨城県：那珂・笠間・総和・茨城・三和・潮来・常陸太田 栃木県：日光東・壬生・日光 群馬県：大間々・中之条 埼玉県：寄居・栗橋・越生・小川 千葉県：八日市場・川間・大原・富津・市原南・勝浦・富里・鴨川

注1：選挙葉書の引受け及び表示は上記取扱時間外でも特に事務に支障のない限り取り扱いますので、必ず、事前に関係郵便局に申し出てください。

注2：上記以外の郵便局で選挙葉書の差出し等を行う場合の取扱時間は、事前に関係郵便局に確認してください。

5 その他

- (1) 選挙葉書のご利用でご不明の点がありましたら、郵便局にお問い合わせください。
また、お問い合わせの場合は、直接責任者にお尋ねくださるようお願いいたします。
- (2) 選挙事務所を設置された場合は、最寄りの別表 2 に掲げる郵便局と緊密にご連絡をしていただき、選挙葉書の差し出し方等について十分にお打合せの上、行き違いのないようお願いいたします。
- (3) 選挙事務所を移転された場合も、最寄りの別表 2 に掲げる郵便局へご連絡ください。
- (4) 以上の事柄は、選挙葉書の差出しを、推薦者又は知人等にご依頼される場合もご注意ください。

特に、推薦者又は知人等の方は、選挙葉書の取扱いについて説明受けていないため、選挙葉書をポストに投函される事例がありましたのでご注意ください。

6 よくあるお問い合わせ例

1	問	手持ちの通常葉書を使用する予定だが、作成時に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を漏らしてしまった。このまま差し出されるか。
	答	「郵便はがき」又はこれに相当する文字を表示してください。 なお、その場合の表示位置は、表面の上部又は左側部(横に長く使用するもの)にあつては、右側部)の中央としてください。
2	問	あて名を手書きしたが、郵便番号記入枠とハイフンの色を黒にしてしまった。
	答	朱色又は金赤色に修正してください。 なお、修正方法については、差し出される郵便局にお問い合わせください。
3	問	郵便局が選挙用の表示を行う位置(70 mm×35 mm)に、文字や図形を印刷してしまった。
	答	当該範囲(70 mm×35 mm)内が空白となるよう修正してください。
4	問	郵便局が選挙用の表示を行う位置(70 mm×35 mm)の範囲内に、あて名シールがはみ出し、同範囲に文字がかかってしまった。
	答	当該範囲(70 mm×35 mm)内が空白となるよう修正してください。
5	問	明日が投票日(選挙期日)なので、どうしても今日、選挙葉書を差し出したい。
	答	選挙期日の前日の配達便に間に合わない選挙葉書はお引受けできません。

別表 1

選挙の区別		公職の候補者 1 人の差出枚数	
全国	衆議院・小選挙区選出議員	35,000枚	
	衆院選・候補者届出政党 (有料)	都道府県ごとに、候補者届出政党の届出候補者の数に2万枚を乗じて得た枚数 例：A 政党の埼玉県での候補者が25人の場合、A 政党は埼玉県で50万枚の選挙葉書を差し出すことができる。	
	参議院・選挙区選出議員	当該選挙区内における衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数に1を超える場合は、その1を増すごとに2,500枚を35,000枚に加えた数	
	参議院・比例代表選出議員	150,000枚	
県	県知事	当該県内における衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数に1を超える場合は、その1を増すごとに2,500枚を35,000枚に加えた数	
	県議会議員	8,000枚	
市	政令指定都市 (さいたま市・千葉市に限る。)	市長	35,000枚
		市議会議員	4,000枚
	政令指定都市以外	市長	8,000枚
		市議会議員	2,000枚
町村	町・村長	2,500枚	
	町・村議会議員	800枚	

別表 2

選挙の区別	選挙葉書交付(表示)郵便局名
衆議院小選挙区選出議員及び候補者届出政党用の選挙である場合	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(県の選挙管理委員会)の所在地の郵便物の配達を受け持つ郵便局 前記以外の郵便局で、当該選挙区(選挙の一部無効による再選挙の場合は、再選挙の行われる区域)において、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局のうち、当該選挙長が指定する郵便局
参議院選挙区選出議員、比例代表選出議員又は県知事の選挙である場合	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地の郵便物の配達を受け持つ郵便局 ※比例代表選出議員の選挙である場合は、選挙長が指定する郵便局に限る。
県の議会の議員、市長又は市の議会の議員の選挙である場合	別紙のとおり
町村長又は町村の議会の議員の選挙である場合	

選挙葉書を印刷する際の注意事項

35 mm

70 mm

郵便はがき

3 3 0 - 9 7 9 7

選挙用の表示をする場所に色を付けないでください。

郵便はがき

3 3 0 - 9 7 9 7

「郵便はがき」又は「POST CARD」の文字がない場合は受付できません。
また、「郵便番号記入枠」は朱色又は金赤色としてください。

〇〇党公認

郵政 太郎

マニフェスト

1.
2.
3.

〇〇党公認

郵政 太郎

マニフェスト

1.
2.
3.

郵便はがき

3 3 0 - 9 7 9 7

切手貼付場所を示す枠(枠内の色付け)や料金別納郵便・料金後納郵便の表示はしないでください。

差出局名	差出局名
料金別納郵便	料金後納郵便

郵便はがき

3 0 - 9 7 9 7

選挙

局名

選挙用の表示を予め印刷しないでください。

〇〇党公認

郵政 太郎

マニフェスト

1.
2.
3.

〇〇党公認

郵政 太郎

マニフェスト

1.
2.
3.

選挙葉書に宛名書きする際の注意事項

郵便はがき
3 3 0 - 9 7 9 7

さいたま市中央区新都心3-1
郵便 吾朗様

選挙用の表示場所に宛名ラベルをはみ出してちょう付しないでください。

〇〇党公認
郵政 太郎 

マニフェスト
1.
2.
3.

郵便はがき
3 3 0 - 9 7 9 7

さいたま市中央区新都心3-1
郵便 吾朗様

選挙用の表示場所に宛名をはみ出して記入しないでください。

〇〇党公認
郵政 太郎 

マニフェスト
1.
2.
3.

是非、郵政太郎をよろしく！

郵便はがき
3 3 0 - 9 7 9 7

さいたま市中央区新都心3-1
郵便 吾朗様

選挙用の表示場所に候補者への応援メッセージ等を書き込まないでください。

〇〇党公認
郵政 太郎 

マニフェスト
1.
2.
3.

【お問い合わせ先】

宇都宮東郵便局 郵便部

028-635-5444

【受付時間】

9：00～17：00

